

議 第 1 3 4 号

字の変更について（大字畔屋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和7年（2025年）12月5日提出

柏崎市長 櫻井雅浩



別紙（変更調書）

変更前			変更後	
町(大字)	字	地番	町(大字)	字
畔屋	堤尻	18の1、18の2、19の1から19の4まで、20、22、23、24の1、24の2、25、32から36まで、37の1、37の2、38、47から49まで、51から55まで、93、96、97、100の1、101から105まで、108から120まで、121の1、122から125まで、127から131まで、132の1、132の2、133から138まで、139の1、139の2、141の1、141の2、142の1、143の1から143の3まで、144の1、145の1、145の2、146の1、147の1、160の1、160の2、177の1、178、182、183の1、184、185、186の1、187の7、188の1、206の1、207の3、208の3、209の1、210の4、211の4、212の1、213の1、214の1、215の1、215の2、216の1、217、218、219の1、219の2、220の1、2358の1、2358の4、2359から2361まで	畔屋	南入
本村		320の1、321の1、322の1、323の1、324の1、325の1、334の1、334の2、335の1、335の2、336の1、336の2、406から408まで、409の1、409の2、410から412まで、413の2、417の1、417の2、418、419の1、420の1、2353		北入
		989、992、994、995の1、995の2、1000から1006まで、1007の1、1007の2、1008から1014まで、2344の1、2345の1		
蒲崎		1110から1119まで、2342、2343の1		
八方口		1333、1334の1、1334の2、1335の1、1335の2、1336から1338まで、1339の甲、1339の乙、1340から1346まで、1391から1399まで、1400の1、1400の2、1401、1402、1403の1から1403の4まで、1404の1から1404の4まで、1405から1413まで、1482の1から1482の3まで、1483から1486まで、1563の2、1615		

及び当該変更に伴う公有地を含む。



# 経営体構成基盤整備事業

参考資料

## 畔屋地区位置図

